

監査委員公表 第4号

定期監査結果に基づく改善措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年9月26日

|         |               |
|---------|---------------|
| 鹿屋市監査委員 | 大  藺  純  広    |
| 同       | 櫛  下  俊  朗    |
| 同       | 西  藺  美  恵  子 |

鹿 総 第 5 3 2 号  
令和4年9月6日

|         |                  |
|---------|------------------|
| 鹿屋市監査委員 | 大  藺  純  広       |
| 同       | 櫛  下  俊  朗       |
| 同       | 西  藺  美  恵  子  様 |

鹿屋市長 中 西 茂

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 令和4年1月28日付け鹿屋監第84号で提出された上下水道部、輝北総合支所、串良総合支所及び吾平総合支所の定期監査の結果に関する報告
- 2 令和4年4月25日付け鹿屋監第12号で提出された市長公室、総務部、市民生活部及び保健福祉部の定期監査の結果に関する報告
- 3 令和4年7月25日付け鹿屋監第49号で提出された農林商工部の定期監査の結果に関する報告

令和4年1月28日付け鹿屋監第84号で提出された定期監査の結果に関する報告

| 監 査 結 果  | 改 善 措 置  |
|--|--|
| <p>(1) 調定について</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときには、これを調定しなければならないとされているが、調定変更漏れや調定額の誤り、調定処理の遡及など、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>輝北総合支所 住民サービス課</p> <p>(2) 税外収納台帳の整備について</p> <p>鹿屋市会計規則によると、主管課長は、収入伝票及び納入済通知書を受けたときは、直ちに市税収納台帳又は税外収納台帳を整理することとされているが、法定外公共物占用料等の収入において、税外収納台帳が作成されていない状況が見受けられた。</p> <p>輝北総合支所 産業建設課</p> <p>(3) 契約について</p> <p>契約事務において、履行期限の誤りや契約保証金の免除理由が一致していないもの、仕様書内容に齟齬があるものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>上下水道部 下水道課</p> <p>輝北総合支所 住民サービス課<br/>産業建設課</p> <p>串良総合支所 住民サービス課<br/>産業建設課</p> <p>吾平総合支所 産業建設課</p> | <p>(1)</p> <p>(輝北総合支所 住民サービス課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市文書規程第15条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(2)</p> <p>(輝北総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあったことについては、鹿屋市会計規則第33条第2項の規定に基づき、税外収入台帳を作成した。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(3)</p> <p>(上下水道部 下水道課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市水道事業及び下水道事業の契約に関する規程第2条及び鹿屋市契約規則第30条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>指摘のあったことについて、速やかに設置届の受領を行った。今後は、鹿屋市下水処理センター等包括的維持管理業務委託契約書に基づき、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(輝北総合支所 住民サービス課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市契約規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(輝北総合支所 産業建設課)</p> <p>市有建物・物品使用賃借契約については、鹿屋市契約規則第42条及び第43条の規定に基づき、変更契約を締結した。</p> <p>鹿屋市輝北農業研修管理棟及び鹿屋市輝北農業研修等宿泊滞在施設管理業務委託に係る契約書及び仕様書の内容については、鹿屋市契約規則第30条第2項の規定に基づき、適正に処理した。</p> <p>今後は、鹿屋市契約規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(串良総合支所 住民サービス課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市</p> |

| 監 査 結 果  | 改 善 措 置  |
|--|--|
| <p>(4) 財産管理について</p> <p>財産管理の事務処理において、使用許可の手続きに不備があるものや、物品出納簿の記載漏れ及び数量の誤り、所管換えの手続きがされていないものなど、一部不適切な財産管理が見受けられた。</p> <p>上下水道部 業務課<br/>輝北総合支所 産業建設課<br/>串良総合支所 産業建設課</p> <p>(5) 公の施設の使用許可について</p> <p>鹿屋市家畜集合指導センター条例によると、施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされているが、使用許可申請及び使用許可の手続きがされていないまま、せり等で使用されている状況が見受けられた。</p> <p>輝北総合支所 産業建設課<br/>串良総合支所 産業建設課<br/>吾平総合支所 産業建設課</p> | <p>契約規則第18条の規定に基づき、適正な処理に努めたい。</p> <p>(串良総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあった仕様書の記載については、令和4年度より削除した。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努めたい。</p> <p>(吾平総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあった使用許可の業務については、業務委託契約書の仕様書から削除し、令和4年度からの使用許可業務については、吾平総合支所産業建設課で取扱いを行っている。</p> <p>(4)</p> <p>(上下水道部 業務課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市水道事業及び下水道事業会計規程に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(輝北総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあったことについては、鹿屋市財産規則第63条の規定に基づき、債権台帳を更新した。</p> <p>今後は、鹿屋市財産規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(串良総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則第130条第1項及び第2項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(5)</p> <p>(輝北総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあったことについては、鹿屋市家畜集合指導センター条例第3条、同条例施行規則第2条及び第3条の規定に基づき、使用許可申請及び使用許可の手続を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市家畜集合指導センター条例及び同条例施行規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(串良総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあったことについては、令和4年度より、串良総合支所産業建設課で行うこととなった。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めたい。</p> |

| 監 査 結 果 | 改 善 措 置   |
|---------|---|
|         | <p>(吾平総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあったことについては、鹿屋市家畜集合指導センター条例施行規則第2条及び第3条の規定に基づき、申請及び許可の手続を実施し、適正な事務処理に努めたい。</p> |

令和4年4月25日付け鹿屋監第12号で提出された定期監査の結果に関する報告

| 監 査 結 果   | 改 善 措 置  |
|---|--|
| <p>(1) 調定について</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないと規定されているが、行政財産目的外使用料の調定がされていないものや、調定額の誤りなどが見受けられた。</p> <p>総務部 財政課<br/>保健福祉部 子育て支援課<br/>健康増進課</p> <p>(2) 交付金等の概算払について</p> <p>国の過疎地域持続的発展支援交付金及び公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金の交付要綱において、概算払の規定があるにもかかわらず、その手続きがされていない状況が見受けられた。</p> <p>市長公室 地域活力推進課</p> <p>(3) 学校体育施設の開放事業に伴う収入事務について</p> <p>鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則に、利用登録団体が施設を利用しようとする場合の使用料は、使用許可の日から利用する日の属する月の前月末日までに納入しなければならないと規定されているが、前月末日までに納入されていない状況が見受けられた。</p> <p>市民生活部 市民スポーツ課</p> | <p>(1)</p> <p>(総務部 財政課)</p> <p>令和4年2月14日付けで変更契約を締結し、令和4年4月8日に70円を返還した。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則第19条及び21条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 子育て支援課)</p> <p>令和4年度(4月分～8月分)の保育料の決定及び通知については起案・決裁を4月1日に行い、これに伴う調定についても直ち(同日)に処理した。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則に基づき、適正な処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 健康増進課)</p> <p>指摘後、速やかに調定を起票した。今後このようなことが無いよう努めたい。</p> <p>(2)</p> <p>(市長公室 地域活力推進課)</p> <p>指摘事項については、関係課の意見も踏まえ、国、県等の要綱に基づき、適正に処理したい。</p> <p>(3)</p> <p>(市民生活部 市民スポーツ課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第15条第1項の規定に基づき、適正な処理に努めたい。</p> |

| 監 査 結 果   | 改 善 措 置  |
|---|--|
| <p>(4) 契約について</p> <p>契約事務において、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息の率の誤り、民法改正により表現が変わった契約不適合責任の項目が瑕疵担保となっているものなどが見受けられた。</p> <p>総務部 総務課<br/>デジタル推進課<br/>財政課<br/>税務課<br/>収納管理課</p> <p>市民生活部 生活環境課<br/>安全安心課<br/>市民スポーツ課</p> <p>保健福祉部 福祉政策課<br/>健康保険課<br/>健康増進課</p> | <p>(4)</p> <p>(総務部 総務課)</p> <p>業務委託契約の履行について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿屋市町内会文書発送業務委託契約<br/>令和4年度契約に当たり、最新の町内会名に改めた。</li> <li>・ 鹿屋市庁舎空調用自動制御機器保守管理業務委託契約</li> <li>・ 鹿屋市庁舎空調設備保守管理業務委託契約<br/>令和4年度契約に当たり、「点検作業を実施する際は、点検開始日の10日前までに点検実施計画を委託者と協議し、委託者の許可を得ること。」と改めた。</li> <li>・ 鹿屋市庁舎自動ドア装置保守管理業務委託契約<br/>受託者に対して、点検実施後は速やかに報告書を提出するよう指導した。また、今後このようなことがないよう、受託者との連絡・調整を密に行ってまいりたい。<br/>指摘のあったことについては、今後は細心の注意を払い、適正な処理に努めたい。</li> </ul> <p>(総務部 デジタル推進課)</p> <p>令和4年度の契約において、履行遅滞と契約不適合責任の項目を、契約書又は仕様書に明記している。なお、延滞利息の率についての誤りはない。</p> <p>(総務部 財政課)</p> <p>指摘があった後、速やかに訂正処理した。<br/>今後は、鹿屋市契約規則第44条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。<br/>なお、本件に関する土地売買契約は令和3年5月14日に締結し、即日入金があったもの。</p> <p>(総務部 税務課)</p> <p>契約書に契約不適合責任の項目がなかったことについては、次年度以降の契約において、鹿屋市契約規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(総務部 収納管理課)</p> <p>契約不適合責任の項目の記載が無いことについては、次回契約において、双方協議を行い、契約書へ追記するよう調整を行いたい。</p> <p>(市民生活部 生活環境課)</p> <p>指摘のあったことについては、令和4年度から鹿屋市契約規則別記第6号様式に基づき適正な処</p> |

| 監 査 結 果  | 改 善 措 置   |
|--|---|
| <p>(5) 財産について</p> <p>財産管理事務において、公有財産使用許可台帳が備えられていないものや、備品シールが貼付されていないものなどが見受けられた。</p> <p>市長公室 地域活力推進課<br/> 総務部 総務課<br/> 市民生活部 安全安心課<br/> 保健福祉部 健康増進課</p> | <p>理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市契約規則第30条第2項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 安全安心課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市契約規則の規定に基づき、適切な事務処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 市民スポーツ課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は鹿屋市契約規則第30条第2項の事項を記載し、規定に基づき適正処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 福祉政策課)</p> <p>指摘のあった鹿屋市戦没者追悼式業務委託契約については、指摘後直ちに修正を行った。今後、鹿屋市契約規則第11条の規定に基づき、適正な事務処理に努める。</p> <p>指摘のあった鹿屋市ふれあい福祉バザー会場設営業務委託については、今後、仕様書等において明確にすることとしたい。</p> <p>(保健福祉部 健康保険課)</p> <p>指摘のあったことについては、鹿屋市契約規則に基づき、令和4年度からの契約書は、履行遅滞や契約不適合責任の項目を記載し内容を改めた。</p> <p>(保健福祉部 健康増進課)</p> <p>覚書の訂正、遅延利息の率の誤りがあったことから修正した。今後については、適切な事務処理に努めたい。令和4年度については、契約不適合責任の項目を追記した。</p> <p>(5)</p> <p>(市長公室 地域活力推進課)</p> <p>指摘のあった、大隅湖観光管理組合へ建物15㎡・西日本電信電話(株)へ本柱2本分の公有財産目的外使用については、公有財産許可台帳を整備した。今後は適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(総務部 総務課)</p> <p>指摘のあったことについては、財政課に確認したところ、「改正財産規則の施行前における異動履歴については、財務会計システムに登録することが困難であるため、従前の紙台帳を引き続き備えることにより管理している。」との回答であった。このため、異動履歴については、引き続き、財務</p> |

| 監 査 結 果  | 改 善 措 置  |
|--|--|
| <p>(6) 休憩時間について</p> <p>鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に、任命権者は、休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないと規定されているが、時間外勤務命令において、勤務時間の終わりに休憩時間をおいている状況が見受けられた。</p> <p>総務部 財政課</p> <p>(7) 時間外勤務命令について</p> <p>勤務時間外に市内出張をしているが、時間外勤務命令がなされていない状況が見受けられた。</p> <p>保健福祉部 福祉政策課</p> | <p>会計システムと紙台帳で管理することとしたい。<br/>(市民生活部 安全安心課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに財産規則第46条第3項に基づく第17号様式 公有財産使用許可台帳を作成し、処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市財産規則の規定に基づき適切な事務処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 健康増進課)</p> <p>指定管理者所有物品であり、所有者が分かる掲示を行うよう口頭で依頼した。令和3年度末付けで、指定管理者所有分については使用を停止した。</p> <p>(6)</p> <p>(総務部 財政課)</p> <p>本指摘があった後は、時間外勤務時間内に休憩時間を取得している。</p> <p>今後についても、休憩時間の取得については、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(7)</p> <p>(保健福祉部 福祉政策課)</p> <p>時間外勤務手当の不足分(10月分)については、次のとおり追給処理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追給 令和4年2月18日</li> </ul> <p>今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> |

| 監 査 結 果  | 改 善 措 置  |
|--|--|
| <p>(1) 調定について</p> <p>ア 地方自治法第231条及び鹿屋市会計規則第19条により、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないと規定されているが、補助金交付決定通知を受理しているにも関わらず、受理日において調定がなされていない状況が見受けられた。</p> <p>農林商工部 農政課<br/>林務水産課</p> <p>イ 鹿屋市会計規則第21条により、調定した事項に変更すべき事由が生じたときは、調定額の変更等必要な手続きをしなければならないと規定されているが、負担金額の変更に係る通知書を受理しているにも関わらず、受理日において調定額の変更がなされていない状況が見受けられた。</p> <p>農林商工部 畜産課</p> <p>(2) 時間外勤務命令について</p> <p>鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項及び鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条第2項の規定による時間外勤務命令が行われないうまま、勤務時間外に勤務をしている状況等が見受けられた。</p> <p>農林商工部 農政課<br/>農地整備課<br/>商工振興課</p> | <p>(1)</p> <p>ア<br/>(農林商工部 農政課)<br/>指摘のあったことについては、速やかに処理を行った。<br/>今後は、地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 林務水産課)<br/>指摘のあったことについては、今後は、地方自治法第231条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>イ<br/>(農林商工部 畜産課)<br/>指摘のあったことについては、速やかに調定額の減額処理を行った。今後は、鹿屋市会計規則第21条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(2)</p> <p>(農林商工部 農政課)<br/>指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項及び鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条第2項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 農地整備課)<br/>指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 商工振興課)<br/>指摘のあったことについては、今後は鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項に基づき適正な事務処理に努めたい。</p> |



鹿教教第 337 号  
令和 4 年 9 月 5 日

鹿屋市監査委員 大 菌 純 広  
同 櫛 下 俊 朗  
同 西 菌 美 恵 子 様

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

### 監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

### 記

- 1 令和 4 年 1 月 28 日付け鹿屋監第 84 号で提出された教育委員会の定期監査の結果に関する報告

令和4年1月28日付け鹿屋監第84号で提出された定期監査の結果に関する報告

| 監 査 結 果   | 改 善 措 置  |
|---|--|
| <p>(1) 調定について</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、調定変更漏れや調定額の誤り、調定処理の遡及など、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 教育総務課<br/>生涯学習課<br/>文化財センター</p> <p>(2) 事業補助金について</p> <p>事業補助金において、補助金交付申請及び交付決定がされないにも関わらず、事業計画変更の承認申請が行われ、承認決定をしているなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 生涯学習課</p> <p>(3) 時間外勤務手当について</p> <p>鹿屋市職員の給与に関する条例によると、週の正規の勤務時間超過に対して時間外勤務手当を支給するとされているが、支給額が超過している状況が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 生涯学習課<br/>鹿屋看護専門学校</p> | <p>(1)</p> <p>(教育委員会事務局 教育総務課)</p> <p>鹿屋小学校の行政財産目的外使用料の調定額の誤りについては、令和4年3月10日付けで変更調定を行い、還付処理を行った。また、建物総合損害共済解約返戻金の調定処理において、通知書收受の受付印がなく調定日の根拠が不明確であったことについては、建物総合損害共済委託申込承認証を令和3年9月9日付けで受付処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則第19条、第21条及び第41条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(教育委員会事務局 生涯学習課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市会計規則第19条、第21条及び第40条の規定に基づき、適正に処理を行いたい。</p> <p>(教育委員会事務局 文化財センター)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p> <p>(2)</p> <p>(教育委員会事務局 生涯学習課)</p> <p>補助金の交付事務にあたっては、鹿屋市補助金等交付規則に基づき、適正に処理を行いたい。</p> <p>(3)</p> <p>(教育委員会事務局 生涯学習課)</p> <p>指摘のあった2件については、10月25日に返納処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条第3項の規定に基づき、適正に処理を行いたい。</p> <p>(教育委員会事務局 鹿屋看護専門学校)</p> <p>指摘のあった事項については、直ちに返納の処理を行った。今後は、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条第3項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> |

| 監 査 結 果   | 改 善 措 置   |
|---|---|
| <p>(4) 支払遅延について</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律によると、物品購入の支払時期は、支払請求を受けた日から30日以内の日としなければならないとされているが、学校の支払事務において、債権者への支払が遅延している状況が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 教育総務課</p>                               | <p>(4)</p> <p>(教育委員会事務局 教育総務課)</p> <p>支払遅延の請求については、速やかに支払処理を行った。また、学校長へ厳正な会計事務の徹底を図るよう周知を行った。今後は、支払遅延を起こさないよう会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>   |
| <p>(5) 契約について</p> <p>契約事務において、履行期限の誤りや契約保証金の免除理由が一致していないもの、仕様書内容に齟齬があるものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 教育総務課<br/> 学校教育課<br/> 生涯学習課<br/> 中央公民館</p>                                  | <p>(5)</p> <p>(教育委員会事務局 教育総務課)</p> <p>設計業務委託契約書において、遅滞利息の割合が空欄のまま契約締結を行っていたことについては、速やかに遅滞利息割合2.5%を契約書に追記し、処理を行った。今後は、鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(教育委員会事務局 学校教育課)</p> <p>指摘のあったことについては、契約書の文言修正を行った。今後は、契約書等の作成に当たっては細心の注意を払うよう努めたい。</p> <p>(教育委員会事務局 生涯学習課)</p> <p>鹿屋市成人式企画運営業務委託について、今後は、鹿屋市契約規則第11条及び第30条第2項の規定に基づき、適正に処理を行いたい。</p> <p>(教育委員会事務局 中央公民館)</p> <p>指摘のあった業務委託については、仕様書と実態に齟齬のないように仕様書を変更した。今後は、契約関係書類の作成に当たっては細心の注意を払うよう努めたい。</p> |
| <p>(6) 財産管理について</p> <p>財産管理の事務処理において、使用許可の手続きに不備があるものや、物品出納簿の記載漏れ及び数量の誤り、所管換えの手続きがされていないものなど、一部不適切な財産管理が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 教育総務課<br/> 生涯学習課<br/> 学校教育課（串良学校給食センター）<br/> 鹿屋女子高等学校</p> | <p>(6)</p> <p>(教育委員会事務局 教育総務課)</p> <p>重要物品7件において、重要物品記録調書が整備されていなかったことについては、速やかに重要物品記録調書に記録を行った。今後は、鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>田崎小金管バンドからの行政財産使用許可申請書及び行政財産使用料減免申請書の事務処理がなされていなかったことについては、現地確認を行い、令和3年11月2日付け鹿教教第610号及び第611号において使用許可及び減免について処理を行った。今後は、鹿屋市財産規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>  |

| 監 査 結 果  | 改 善 措 置   |
|--|---|
| <p>(7) 学校の財産管理について<br/> 小中学校の財産管理において、境界が明確でない状況や施設・設備が破損している状況など、一部不適切な財産管理が見受けられた。<br/> 教育委員会事務局 教育総務課</p> | <p>(教育委員会事務局 生涯学習課)<br/> 行政財産賃貸借契約について、今後は、行政財産賃貸借契約書第12条の規定に基づき、適正に処理を行いたい。</p> <p>(教育委員会事務局 学校教育課)<br/> 令和3年11月10日の現地監査及び令和3年12月17日の利活用検討委員会後、速やかに所管換えを行った。</p> <p>(教育委員会事務局 鹿屋女子高等学校)<br/> 購買部の行政財産目的外使用許可については、令和2年4月1日の校舎建替による面積及び使用目的の変更に伴う行政財産使用許可の変更をすることなく、行政財産目的外使用料の請求を行っていた。令和3年12月7日付けにて変更日に遡及して使用許可の変更を行った。<br/> 今後は、鹿屋市財産規則の規定に基づき、適正に処理することとしたい。</p> <p>(7)<br/> (教育委員会事務局 教育総務課)<br/> 学校敷地の境界については、学校管理者立会いのもと、境界の確認を行った。また、学林地については、学林地活動等の実施状況調査を行い、活動状況が確認できなかった学校については、市への返還処理を行った。<br/> 施設・設備が破損している箇所等については、現地確認の上、速やかに修繕を行い、学校との調整等で期間の要するものは、応急的な対応を行った。<br/> 今後は、今まで以上に学校と連携を図り、適切な財産管理に努めたい。</p> |

鹿屋農委第 310 号  
令和 4 年 9 月 12 日

鹿屋市監査委員 大 菌 純 広  
同 櫛 下 俊 朗  
同 西 菌 美恵子 様

鹿屋市農業委員会  
会長 木場 夏芳

### 監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

### 記

- 1 令和 4 年 1 月 28 日付け鹿屋監第 84 号で提出された農業委員会事務局の定期監査の結果に関する報告

令和4年1月28日付け鹿屋監第84号で提出された定期監査の結果に関する報告

| 監 査 結 果   | 改 善 措 置   |
|---|---|
| <p>1 調定について</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、調定変更漏れや調定額の誤り、調定処理の遡及など、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p> | <p>1</p> <p>指摘のあったことについては、交付決定通知に基づき、適切に処理を行った。今後は、鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>                                    |
| <p>2 事業補助金について</p> <p>事業補助金において、補助金交付申請及び交付決定がされないにも関わらず、事業計画変更の承認申請が行われ、承認決定をしているなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p>           | <p>2</p> <p>実績報告書内の事業実績の額については、誤解を招く表現であったため、鹿屋市補助金等交付規則で定めている実績報告書と同様の書式とし、事業実績の額については削除するよう要領の改正を行った。</p>         |
| <p>3 財産管理について</p> <p>財産管理の事務処理において、使用許可の手続きに不備があるものや、物品出納簿の記載漏れ及び数量の誤り、所管換えの手続きがされていないものなど、一部不適切な財産管理が見受けられた。</p>     | <p>3</p> <p>公印使用停止伺簿に記載されている割印及び文書受付印については、鹿屋市農業委員会公印規程に基づき、適正に処理をした。</p> <p>また、寸法についても同規程を一部改正することにより適正に処理をした。</p> |

鹿屋選管第 142 号  
令和 4 年 9 月 12 日

鹿屋市監査委員 大 藺 純 広  
同 櫛 下 俊 朗  
同 西 藺 美恵子 様

鹿屋市選挙管理委員会  
委員長 森田 章作

### 監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

### 記

- 1 令和 4 年 1 月 28 日付け鹿屋監第 84 号で提出された選挙管理委員会事務局の定期監査の結果に関する報告

令和4年1月28日付け鹿屋監第84号で提出された定期監査の結果に関する報告

| 監 査 結 果   | 改 善 措 置   |
|---|---|
| <p>契約について</p> <p>契約事務において、履行期限の誤りや契約保証金の免除理由が一致していないもの、仕様書内容に齟齬があるものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。</p> | <p>プレハブが設置されたときは、契約書の規定に基づき、速やかに検査するとともに、契約書については、仕様書の特記事項の発注設計図を添付する。</p> <p>今後は、適切な事務処理に努めたい。</p> |



鹿屋議事第 127 号  
令和 4 年 9 月 15 日

鹿屋市監査委員 大 菌 純 広  
同 櫛 下 俊 朗  
同 西 菌 美恵子 様

鹿 屋 市 議 会  
議長 花牟礼 薫

### 監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、通知します。

### 記

- 1 令和 4 年 1 月 28 日付け鹿屋監第 84 号で提出された定期監査の結果に関する報告

令和4年1月28日付け鹿屋監第84号で提出された定期監査の結果に関する報告

| 監 査 結 果   | 改 善 措 置   |
|---|---|
| <p>財産管理について</p> <p>財産管理の事務処理において、使用許可の<br/>手続きに不備があるものや、物品出納簿の記<br/>載漏れ及び数量の誤り、所管換えの手続きが<br/>されていないものなど、一部不適切な財産管<br/>理が見受けられた。</p> | <p>該当備品については、教育委員会生涯学習課所<br/>管備品であり、備品台帳への登録については、確<br/>認した。</p> <p>なお、今回指摘を受けた時点で所管課である教<br/>育委員会生涯学習課に報告済</p> |